

公益財団法人世田谷区保健センター職員の特殊勤務手当に関する規則

昭和52年3月31日
財世保規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（昭和52年3月31日財世保規程第4号）第19条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）の種類及び額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（手当の種類、支給範囲及び支給額）

第2条 手当の種類、支給範囲及び支給額は別表に定めるところによる。

（支給範囲の認定）

第3条 事務局長は、手当の支給範囲について必要な認定を行うことができる。

（支給方法）

第4条 手当は、その月分を翌月中に支給する。

付 則

この規則は、昭和52年3月31日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。

付 則（昭和52年9月30日規則第6号2）

この規則は、昭和52年9月30日から施行し、昭和52年9月1日から適用する。

付 則（昭和62年4月1日規則第1号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成4年3月31日規則第3号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第1号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年7月10日規則第1号）

この規則は、平成8年7月11日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月31日規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日規則第1号）
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第1号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日規則第9号）
この規則は、平成23年2月1日から施行する。

別 表（第2条）全部改正 [昭和62年規則1号] 一部改正 [平成4年規則3号・5年1号・
8年1号・12年1号・13年1号・18年1号]

手当 番号	手当名	支給範囲	手当額
1	放 射 線 業務手当	(1) エックス線操作に従事した診療放射線技師 (診療エックス線技師を含む。)	日額520円
		(2) 診療のためエックス線の取扱に従事した看 護師及び准看護師	
2	検便業務 手 当	(1) 検査業務に従事する職員で、検便業務に従 事した者	日額170円